



2026年4月27日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨
(コード番号 6197 東証プライム)
問い合わせ先 執行役員 管理本部長 横田 諭
(TEL. 03-6890-8904)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、2026年7月上旬に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年5月19日(火)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

(1)基準日 2026年5月19日(火)

(2)公告日 2026年5月1日(金)

(3)公告方法 電子公告

<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/2/m263/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年3月24日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び2026年4月9日に公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」においてお知らせいたしましたとおり、MP-2605 株式会社(以下「公

公開買付け」といいます。)は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立したものの、本公開買付けにおいて当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式(注 1)及び従業員持株会保有株式(注 2)を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、当社に対して、以下の方法により、当社の株主を公開買付け者、大東建託株式会社(以下「大東建託」といいます。)及び当社の従業員をその会員とする当社の従業員持株会(以下「当社従業員持株会」といいます。)のみとするための一連の手続を実施することを要請することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付け者は、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 180 条に基づく当社株式に係る株式併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請(以下「本要請」といいます。)する予定であるとのことです。なお、公開買付け者、大東建託及び当社従業員持株会は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

この度、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は(ii)本公開買付けが成立し、公開買付け者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

(注1) 「不応募合意株式」とは、大東建託が所有するが所有する当社株式の全てをいいます。

(注2) 「従業員持株会保有株式」とは、当社従業員持株会が所有する当社株式の全てをいいます。

以上